

*受診にあたっては、裏面の注意事項を守ってください。

決 裁	市長	課長	課長補佐	係長	係員	受付	年月日
	支給申請額(領収金額-外来自己負担金額)①				円	伺い	年月日
	高額療養費②				円	決定	年月日
	付加給付額③				円	支給	年月日
	差引支給額①-(②+③)				円	左のとおり決定して よろしいか。	起案者

医科	歯科	調剤	柔整	訪問	医療機関コード
有効期限	平成 年 月 診療分まで				

(福)妊娠産婦医療福祉費支給申請書

(年 月 診 療 分)

受給者 証記号 番号	茨一	受給者 氏名	生年月日	年月日生		
被保険者証 記号		保険種別				
被保険者証 番号		保険者名				
本人・家族区分 保 險 請 求 點 數	点	公 費 負 担 等 精 結 訪問看護	点 円	(ア) 患者負担割合 割 金 (基本利用料)	3割	外 來 ・ 入 院 の 別
外 來 診 療 實 日 數	日	特定疾患 長期高額疾病	点 円	外 入 院 訪 問 看 護	外 入 院 訪 問 看 護	
入 院 日 數	日	500円×回	円	領 收 金 額	(ア)イ又はウ	
食事療養	円	標準負担額	円	※減額 (ウ)	円	
訪問日 (訪問看護)	日	(ア)	円		円	
保 險 医 療 機 關 等 證 明 欄	上記のとおりその費用を領収しました。 なお、上記内容については、レセプトの原本と相違ありません。 平成 年 月 日 開設者 氏名 電話番号					

印

申 請 欄	一部負担金2万1千円以上支払った家族の有無 上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 平成 年 月 日 水戸市長様	有・無
		受給者氏名 (自署の場合は、押印を省略できます。)

印

*注 1 茨城県内の保険医療機関等では、証明手数料はかかりません。

2 この申請書は、茨城県内の保険医療機関等を利用した場合に限り使用できます。

3 申請欄には、必ず氏名を記入してください。

〈医療機関を受診される方・訪問看護を受ける方への注意〉

- 1 茨城県外の医療機関、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）では、この申請書によってかかることはできません。
- 2 この申請書と被保険者証（又は組合員証）及び医療福祉費受給者証（以下「受給者証」という。）を保険医療機関等の窓口へ提出し、医療保険各法の「一部負担金」等を支払ってください。お支払いいただいた「一部負担金」等は、後日、水戸市から償還されます。
なお、入院以外の場合は、1日500円(500円に満たない場合は、その満たない額)、月2回までの外来自己負担額を控除した額が償還されます。償還額が生じない場合の申請については、医療福祉費決定通知書は省略します。
- 3 この申請書は、原則として毎月1枚保険医療機関等へ提出してください。ただし、入院と通院をした場合等は、2枚以上必要となることがあります。
- 4 申請書の手持ちがなくなった場合は、速やかに、水戸市へ申し出てください。
この場合、受給者証及び被保険者証（又は組合員証）を提示してください。
- 5 申請欄内の「一部負担金2万1千円以上支払った家族の有無」欄には、この申請書を保険医療機関等に提出する月に、同一保険医療機関等で、2万1千円以上、医療保険各法の「一部負担金」等の額を支払った家族の有無について、該当する方を○印で囲んでください。
- 6 申請欄に、必ず氏名を記入してください。

〈保険医療機関等へのお願い〉

- この申請書は、次の方法により証明してください。
- 1 この申請書は、診療又は訪問看護の翌月に作成する診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）から記入してください。この場合、レセプトの上部欄外に⑥印を押してください。
 - 2 この申請書は、茨城県国保連合会へ送付してください。この場合、開設者氏名印、「保険請求点数」欄等に記入漏れがあると返戻されますので、特に注意してください。
また、訪問看護の場合は、⑥受給者証を発行している水戸市へ直接送付してください。
 - 3 「本人・家族区分」欄は、レセプトの「本人・家族」欄に記載した番号を記入してください。
 - 4 「保険請求点数」欄は、レセプトと一致するようにしてください。ただし、公費負担（精神・結核を除く。）があった場合は、その点数を差し引いた点数を記入してください。
 - 5 「公費負担等」欄は、国保（退職及び国保組合を含む。）以外で精神・結核に係る公費負担がある場合、その点数を記入してください。この場合の点数は、「保険請求点数」欄の点数の内数となります。
 - 6 また、訪問看護の場合は金額を記入してください。
特定疾患、長期高額疾病に該当した場合は、いずれか該当する箇所を○印で囲んでください。
 - 7 「患者負担割合・金額（基本利用料）」欄は、特定疾患又は長期高額疾病に該当した場合、金額を記入してください。
 - 8 訪問看護を利用した場合は、[「保険請求金額」-「公費負担額」] ×「患者負担割合(0.3)」の算式により求めてください。
 - 9 入院の場合は、「入院日数」、「食事療養」及び「標準負担額」欄に次により記入してください。
 - (1) 「入院日数」欄は、長期入院該当・非該当のいずれか該当する方を○印で囲み、日数を記入してください。
 - (2) 「食事療養」欄は、食事療養の費用額を記入してください。
 - (3) 「標準負担額(イ)」欄は、1日当たりの標準負担額の対象となる日数を記入したうえ、請求金額を記入してください。
 - (4) 標準負担額の減額があったときは、※印(ウ)欄に記入してください。
 - 10 「領収金額」欄は、(ア)+(イ)又は(ウ)の合計金額を記入してください。
 - 11 「訪問日」欄は、訪問した日数と(一)内にその日を記入してください。
 - 12 「保険医療機関等証明」欄は、医療保険各法の「一部負担金」を領収したうえで、開設者氏名印等を記入してください。その際、受給者から証明手数料は徴収しないでください。